

## 備前市協働事業提案制度実施要領

### 1. 趣 旨

この制度は、備前市まちづくり基本条例第28条第2項の規定に基づき、地域でこうしたらよいなど皆さんが感じていることや気がついたことについて、その解決を市へ要望するのではなく、地域の皆さんがそれぞれ持っている力を出し合いながら、協働により取り組んでいこうというものです。

### 2. 提案できる団体

- (1) 非営利の公益的活動を行う市内の自治会、NPO法人、企業などの団体で次の要件に該当するもの
- ① 5人以上の会員で組織している団体であること。
  - ② 組織の運営に関する定款、規約、会則等を定めていること。
  - ③ 予算を持つ団体については、適切な会計処理が行われていること。
- (2) 備前市地域担当職員に関する規則(平成29年備前市規則第29号)別表に掲げるまちづくり会議

### 3. 提案できる事業

提案できる事業は次のとおりとし、別記1に定める事業基準に合致していること。

- (1) 福祉、まちづくり、環境その他の分野に係る地域の身近な課題を解決しようとするもので、協働事業として実施することが適切であるもの
- (2) 市民生活の福祉、利便性、快適性などの向上に直接寄与するもので、協働事業として実施することが適切であるもの  
ただし、次の事業は、提案できません。
  - ① 法令、条例等に違反するもの
  - ② 公の秩序又は善良の風俗を害するもの
  - ③ 営利を目的とするもの
  - ④ 宗教的活動、政治的活動に係るもの

### 4. 提案期間

年1回、受け付けます。

事業期間は、原則として単年度となります。予算を伴わない事業、実施体制が整っているなど、すぐに着手できる場合もありますが、予算確保など必要な条件が整うまで待っていただくこともあります。

また、提案が募集件数に達していない場合は、随時募集も行います。

### 5. 提案手続の方法

提案手続の方法は2種類あります。

#### ア) 団体が自発的に提案を行う方法

団体が協働事業として実施したい事業について、自発的に提案する方法

#### イ) 市が協働事業として実施したい事業について、提案を求める方法

市が、提案を求める協働事業の目的、内容、提案できる者の条件その他提案に必要な事項を公表し、市民に提案を求める方法

## 6. 事業の基本的な考え方

役割をお互いに分担して協働します。

事業の内容に応じて、必要な予算措置を行います。

- ① 団体等が事業を実施する場合は、対象の事業費に対して市が補助します。
- ② 市が提案を求める場合は、必要な経費を予算措置のうえ実施します。

## 7. 備前市協働事業補助金の交付

補助金を交付することについては、備前市補助金等交付規則に定めるほか、以下のとおりとします。

補助対象者	補助率	限度額(1 団体当たり)
提案できる団体(1) 対象者	2/3 以内	20 万円
提案できる団体(2) 対象者	10/10	20 万円

なお、市が提案を求める事業で補助事業として実施するものについては、提案事業概要書に記載した予定事業費及び補助率を基準とします。

協働事業に要する経費のうち、補助金の対象となる経費は次のとおりです。

### <対象経費>

- ・報償費 講師や専門家等への謝礼金など
- ・印刷製本費 行ツ・パソコン・ポスター・報告書等の印刷製本費
- ・消耗品費 用紙代、封筒代、材料費など
- ・委託料 専門的な知識や技術に対し、業務を外部に委託した費用など
- ・使用料 会場使用料など
- ・賃借料 機材等の以外料など
- ・通信費 事業実施のための通信運搬費など
- ・保険料 事業実施のための保険料など

※その他、事業に要する直接経費のうち、市長が必要と認めるもの

### <対象とならない経費>

- ・会議や打ち上げなどの飲食費
- ・スタッフや参加者の交通費
- ・団体の維持や運営に要する経常経費
- ・領収書等により支払が明確に確認できない経費
- ・その他、事業に直接関わらない経費

## 8. 提案の受付から終了まで

(1) 事前相談は、市民協働課及び関係する担当部署で行います。

受付は、市民協働課で行います。

(2) 提出書類について《別記2 のとおり》

(3) 提出後

担当部署、備前市パートナーシップ推進会議によるヒアリング、審査  
→ 市長へ報告 → 採否の決定(市長) → 提案者へ通知  
→ 担当部署と事業実施に向けた協議 → 協働事業を実施

(4) 情報公開について《別記3のとおり》

(5) 事業が終了したら実施報告書等を作成していただきます。

#### 《別記1》 事業基準について

(1) 地域課題の把握、住民ニーズ

・身近な課題であるか・課題や住民ニーズの把握は的確か

(2) 協働の効果

・市と協働して事業を実施することによって、相乗的な効果をあげることができるか

(3) 協働の必要性

・公益性があり、協働により事業実施する必要性があるか

(4) 市民参加

・実施する事業の中に、より多くの市民が参加したり、かかわっていくことができるものがあるか

(5) 実現可能性

・事業実施する上での役割分担が明確かつ妥当で、実施体制は十分なものか

#### 《別記2》 提出書類について

(1) 備前市協働事業提案書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 収支計画書（様式第3号）

(4) 提案者名簿（様式第4号）

(5) 提案する事業を理解するために参考となる資料

(6) その他

例えば団体の場合、

① 会則・規約

② 団体の直近の事業報告書、収支決算書等

#### 《別記3》 情報公開について

(1) 提出された書類等は、個人情報を除き、原則として情報公開の対象となります。備前市協働事業として決定された場合、その事業の進行状況について市のホームページ等で公表する場合があります。

(2) 備前市協働事業が終了し、事業実施報告書等が作成され、事業終了後チェックがされた場合、その結果や評価について市のホームページ等で公表します。